

# 江別市マイナンバーカード交付予約受付業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、江別市マイナンバーカード交付予約受付業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1)業務名

江別市マイナンバーカード交付予約受付業務委託

### (2)業務の内容

別紙「江別市マイナンバーカード交付予約受付業務委託仕様書」のとおり

### (3)業務委託期間

令和9年2月1日から令和9年3月31日まで

### (4)提案上限額

5,255,000 円(消費税及び地方消費税の額を除く)

※本金額はプロポーザルのための設定上限額であり、委託契約金額ではありません。

## 3 参加資格

本件に参加できる事業者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1)令和7・8年度江別市競争入札参加資格者名簿(物品・役務関係)に登録があること。
- (2)本市による指名停止措置を受けていないこと。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規程に該当しないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (4)北海道内に事業所(本店、支店又は営業所)を置いていること。
- (5)江別市暴力団排除条例(平成25年条例第38号)第7条第1項に規定する暴力団関係事業者等でないこと。また、役員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6)プライバシーマーク及びISO/IEC27001若しくはJISQ27001のいずれかの認定を取得していること。
- (7)直近5年間に地方自治体等における同種または類似業務の受注実績があること。
- (8)労働関係法令を遵守していること。

## 4 募集及び選定

### (1)日程

|                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| ①公募開始               | 令和8年10月28日(水)           |
| ②質問提出期限             | 令和8年11月19日(木) 17時15分まで  |
| ③質問回答期限             | 令和8年11月25日(水)(随時回答)     |
| ④参加意思表明書・企画提案書等提出締切 | 令和8年12月 2日(水)(17時15分必着) |
| ⑤プレゼンテーション審査        | 令和8年12月18日(金)           |
| ⑥選定結果通知             | 令和8年12月下旬               |
| ⑦契約締結               | 令和9年 1月中旬               |
| ⑧業務開始               | 令和9年 2月 1日(月)           |

※日程に変更がある場合は、本市ホームページでの告知と共に、参加者に個別に連絡する。

## 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下のとおりとする。なお、指定の方法によらない場合、明らかに参加資格を満たさないと認められる場合、事業者選定の公平性を損なう等公表することが適切でないと判断した場合は、質問には回答しない。また、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

### (1) 質問の提出方法

質問票(様式5)に記載のうえ、電子メールで行うこと。

【件 名】 プロポーザル質問票

【送信先】 shimin\*city.ebetsu.lg.jp (セキュリティ上「\*」を「@」に読み替えること)

### (2) 質問の受付期限

令和8年11月19日(木) 17時15分まで

### (3) 回答方法

質問者名を伏せて、令和8年11月25日(水)までに市ホームページで随時回答する。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加または修正とみなす。

## 6 参加申込及び企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

#### ① 参加申込書兼誓約書(様式1)

#### ② 事業者概要書(様式2)

様式と併せて、事業者概要が確認できる書類を提出すること(パンフレット可)

#### ③ 業務実績表(様式3)

直近5年間の地方自治体等における同種または類似業務の受注実績を記載すること。また、印影をマスキングした契約書の写し等(件名で業務内容が確認しがたい場合は、仕様書の写し等)を併せて提出すること。

#### ④ プライバシーマーク及びISO/IEC27001若しくはJISQ27001のいずれかの認定を取得していることがわかる書類(コピー可)

#### ⑤ 企画提案概要書(様式4)

企画提案内容を A3サイズ横1枚にまとめた資料を作成すること。

#### ⑥ 企画提案書(任意様式)

ア 業務実施体制、業務計画(スケジュール)、提案内容を必ず記載すること。

イ ⑤企画提案概要書(様式4)に記載の項目順に沿って作成すること。

ウ 総ページ数は25ページ以内とし、原則として A4サイズ縦で作成し(A3サイズ使用時は A4サイズに折り込む)、用紙下部にページ番号を付記すること。

エ 提案書を基に作成した資料をプロジェクターにて投影する場合は、その資料も提出すること。

#### ⑦ 見積書(任意様式)

ア 「2 業務概要 (4)提案上限額」を踏まえ、税込みで見積金額を記載すること。また積算の内訳を項目ごとに記載すること。

イ 継続して令和9年4月1日から令和10年3月31日まで同業務を受託した場合の見積金額も記載すること。

### (2) 提出期限

令和8年12月2日(水) 17時15分まで(必着)

### (3) 提出方法

持参または郵送(簡易書留郵便に限る)

持参の場合は、土日祝日を除く8時45分から17時15分まで

(4)提出先

〒067-8674 江別市高砂町6番地  
江別市生活環境部戸籍住民課

(5)提出部数

正本1部(代表者の押印があるもの)

副本6部(正本の写し)

※①～⑦の順で製本すること

(6)参加辞退

提出後に参加を辞退する場合は、令和8年12月10日(木)までに辞退届(様式6)を提出すること。

7 選考

本市が設置する選定委員会が「評価基準表」に基づき、プレゼンテーションにより選考する。

なお、先行して書類審査を実施し、提案者が3者を超える場合は評価点の上位3者をプレゼンテーションの対象とする。書類審査の結果は、令和8年12月7日(月)までに参加者に対し電子メールにて通知する。

(1)プレゼンテーション審査

令和8年12月18日(金)

※実施時間及び会場は、令和8年12月7日(月)までに電子メールにて通知する。

(2)所要時間

1者につき40分程度(準備10分、プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度)

(3)出席者人数

4名以内とする。

(4)その他

① 企画提案書類に基づくプレゼンテーションとし、資料の追加や差替えは原則禁止する。

② スクリーン・プロジェクター(HDMI/DVI出力)・出力ケーブル・レーザーポインターは本市が用意する。これらの使用を希望する場合は、事前に「12 連絡先」に記載の担当へ連絡すること。パソコン等のその他の機器は、参加者が持参すること。

③ プレゼンテーション内容は、非公開とする。

8 審査方法等

企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を経て、受託候補者を選定する。

(1)評価基準

「評価基準表」に基づき評価を行い、評価点が最も高かった者を受託候補者として選定する。また、最高得点と同数の場合は審査委員会が決定する。なお、「評価基準表」に記載の最低基準点を超えない参加者は失格とする。

(2)選定結果通知

令和8年12月下旬に全ての参加者に対し、電子メール及び書面にて通知する。

(3)参加者が1者のみの場合

参加者が1者のみの場合も原則としてプレゼンテーション審査を行い、その企画提案書等について、本実施要領及び仕様書を満たし、「10 失格要件」に該当しないと判断した場合は、その1者を受託候補者として選定する。

(4)その他

審査の経緯や審査(選考)内容についての質疑及び審査結果に対する異議は、受け付けない。

## 9 契約手続

受託候補者として選定された者を随意契約の相手方として、契約締結の協議を行う。原則として企画提案書等に記載した内容や、審査で説明、質疑に対して回答した内容は、本業務の仕様として位置付けるものとする。ただし、本業務の目的を達成するため、受託候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、見積書の提案額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、協議が成立しない場合や協議中に受託候補者が参加資格を欠いた場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

## 10 失格要件

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2) 本実施要領に定める書類作成上の留意事項に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 本実施要領に定める事項に適合しない行為があった場合
- (4) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 企画提案書等の内容が仕様書等で定める業務等や最低基準点を満たさない場合
- (7) 見積書の額が提案上限額を超えている場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) 著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

## 11 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は行わない。
- (3) 提出された書類の再提出等は認めない。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の著作権は提案者に帰属するが、本市に必要があるときは、提出された提案書等の全部または一部を無償で複製することができる。
- (5) 本プロポーザルにおいて提出された資料等は、江別市情報公開条例(平成14年条例第7号)の規定に従い、開示請求の対象となる場合がある。
- (6) 本実施要領に定めのない事項や疑義のある事項については、協議のうえ定めるものとする。

## 12 連絡先

〒067-8674 江別市高砂町6番地

江別市生活環境部戸籍住民課（担当：浅木・升田）

電話 011-381-1020 / FAX 011-380-2241

E-mail shimin\*city.ebetsu.lg.jp（セキュリティ上「\*」を「@」に読み替えること）